

公 売 公 告（ 立 木 ）

令和 6 年 7 月 1 日

分任契約担当官

安芸森林管理署長 石原 敬史

下記により、一般競争入札による立木の販売を行いますので、買受希望者は現地を熟覧し、販売物件明細書、入札者注意書、売買契約書案、国有林野の産物売払規程及び国有林野事業林産物売買契約約款等を十分了知の上、入札してください。

記

1. 競争に付する事項 売払物件一覧

売払番号	物 件 所 在 地	物件の種類及び数量等	搬出期間	備 考
第 1 号物件	高知県安芸市奈比賀 河又柄尾山国有林 3 林班に 1 小班	別紙「販売物件明細書」のとおり	3 6 ヶ月	
第 2 号物件	高知県安芸郡東洋町大字生見 椎尾山国有林1179林班は小班（1 伐区）	別紙「販売物件明細書」のとおり	3 6 ヶ月	
第 3 号物件	高知県安芸郡馬路村大字馬路 須垣谷堂ヶ尾檜立山国有林2216林班ろ小班	別紙「販売物件明細書」のとおり	3 6 ヶ月	

注 1 物件の搬出期間の起算日は、引渡しが完了した日とする。

2. 入札物件の現地案内 「販売物件明細書」に記載のとおり。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和2年度～令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けた者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止を受けている期間中でないこと。

4. 契約条項等の交付場所、交付期間及び交付方法

(1) 交付場所

安芸森林管理署 閲覧室

（担当：安芸森林管理署 主任森林整備官（森林ふれあい） TEL：0887-34-3145）

(2) 交付期間

公告の日から令和6年7月26日（金）（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 交付方法

上記4.（1）の場所にて交付する。

また、四国森林管理局ホームページからダウンロードすることもできる。

入札公告情報、国有林野の産物売払規程、国有林野事業林産物売買契約約款

【 URL：<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>】

5. 入札日時、場所及び方法

(1) 入札日時

入札日時 令和6年7月29日（月）午前10時00分

開 札 入札後即時開札

(2) 入札場所

安芸森林管理署 会議室

(3) 入札方法

ア 令和6年7月29日（月）午前10時00分までに上記5.（2）の場所に入札書、林産物の売払いに係る有資格を証する書面等を持参し、午前10時00分までに入札すること。

イ 郵便入札も可とするが、郵便入札を行う場合は、令和6年7月26日（金）午後5時00分までに上記4.（1）の担当あて到着するように、書留郵便（封筒には朱字で「立木販売入札書在中」と明記すること）で提出すること。ただし再度の入札を実施する場合は、引き続き行うため、郵便入札を行った場合は再度の入札には参加できない。

ウ 入札書には売払番号を明瞭に記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 保証金

(1) 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがある。

(2) 契約保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を履行しなかったため契約を解除したときは、落札金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがある。

7. 落札者の決定

契約担当官等が定める予定価格以上の最高入札価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

8. 契約書の作成

契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印したときに成立する。

9. 代金の延納

(1) 代金の延納

1 件の契約金額が150万円以上となるときは、代金の延納を認める。

(2) 延納の担保

1. 国債、2. 地方債、3. 金融債(長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券)、4. 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会(以下、「金融機関」と総称する)の支払保証に係る手形、5. 金融機関に対する定期預金債権とする。

(3) 延納の期限

1 件の契約数量が1千^m未満は6ヶ月以内、1千^m以上は10ヶ月以内とする。

10. 代金の納付期限及び延納担保の提供期限

契約締結の日から起算して20日以内とする。ただし、日曜日、国民の祝日・その他一般の休日及び土曜日が当該日となる場合はその前日とする。

なお、分収林契約者の分収分に相当する金額については、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入すること。

11. 物件の引渡期限

契約書に定める現金納付分の納付があった日又は代金延納の担保の提供があった日から15日以内とする。

12. その他

(1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 本公告に記載の無い事項については、入札者注意書等による。

○ 適格請求書(インボイス)の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額(税率10%)とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

【お知らせ】

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

【 URL:http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html】

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

特約事項（作業上の留意事項）

（法令の遵守）

- 1 事業着手に当たり、買受人は法令に基づく必要な届出について、労働基準監督署等関係機関へ届け出ること。
- 2 その他、労働安全衛生規則等の法令により規定されている労働安全に関する遵守すべき事項は必ず守ること。

（事業着手等の届出）

- 3 事業着手に当たり、買受人は事前に事業着手年月日、現場責任者及び入林車両を現場担当森林官（以下「森林官」という。）へ届け出ること。

（林地等の保全）

- 4 買受人は、伐採・搬出にあたり、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整1157号林野庁長官通知）（3の（1）及び（5）を除く。）
https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/attach/pdf/con_1_minaoshiR3-2.pdf）を遵守し、林地等の保全に努めること。
また、別に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」
<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/attach/pdf/hanbai-6.pdf>）を前項3の事業着手届提出時に提出し、森林管理署長等の確認を受けること。

（売買物件以外の立木の保護等）

- 5 伐採搬出に当たっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して十分な指導監督を行って実行しなければならない。
 - (1) 鉄索架線に当たっては、支障木を最小限に止めること。
 - (2) 売買物件（以下「物件」という。）以外の立木を損傷させないこと。滑車取付作業及び控え索設置作業等により物件以外の立木に損傷を与えるおそれがあるときは、あて木をするなど損傷防止の措置をすること。
 - (3) 事業実行区域内において、高山植物の保護、その他環境の保全に留意すべき箇所がある場合は、特に留意の上作業を行うこと。
 - (4) 事業実行にあたって疑義を生じた場合は、あらかじめ森林官の指示を受けて実行すること。

（末木枝条等の処理）

- 6 末木枝条等の処理にあたっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して十分な指導監督を行って実行しなければならない。
 - (1) 盤台周辺の末木枝条は、林外に搬出するか林内に分散・散布させることとし、盤台周辺に集積しないこと。
 - (2) 末木枝条は、鉄索で伐倒・荷掛け現場及びその近辺へ随時逆送の上、次の(3)及び(4)に注意して処理すること。
 - (3) 末木枝条については、作業中を含め河川及び、常時流水のある箇所並びに降雨によって出水及び増水のおそれがある箇所へ集積しないよう措置すること。
 - (4) 末木枝条は、転倒のおそれがない立木を支えにして集積すること。ただし、1箇所へ大量に集積しないこと。
また、森林作業道等の路網を使用・作設し、搬出時等に発生した末木枝条については、路網の路肩下には集積しないこととし、集積場所については、現場担当森林官と打ち合わせ確認すること。

（支障木の届出）

- 7 伐採搬出作業中に支障木（損傷木を含む。以下同じ。）が発生するおそれが生じた場合又は作業中の事故により支障木が発生した場合は、買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は直ちに森林官へその詳細を届け出ること。

（支障木買受申請書）

- 8 買受人は、前項の届出後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ所定の様式により支障木買受申請書を提出すること。

（支障木調査時の立会）

- 9 第7項による届出をした支障木（以下「支障木」という。）の調査を森林官が行う際、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

(支障木の伐倒)

- 10 支障木の伐倒は、買受人による支障木に係る代金の全部の納付及び国有林野事業林産物売買契約約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、又は買受人からの支障木に係る延納担保の提供及び国有林野事業林産物売買契約約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、支障木所在場所において支障木の引渡しを受けた時（以下「売払い手続きの完了」という。）以降に実行すること。

(支障木伐倒の特例)

- 11 前項にかかわらず、売払い手続きの完了前であっても次の各号によって支障木の伐倒を実行することができるものとする。ただし、買受人及び現場責任者は事前に森林官と協議し承認を得なければならない。森林官が承認しないものについては、前項によること。
- (1) 第7項の届出後、支障木の調査前までに伐倒できるのは、スギ及びヒノキについては胸高直径6センチメートル以下のもの、スギ及びヒノキ以外の針葉樹については胸高直径18センチメートル以下のもの、広葉樹については胸高直径22センチメートル以下のものであって、緊急に伐採する必要があるものに限る。
- (2) 第8項の支障木買受申請書を森林官へ提出後、売払い手続きの完了前までに伐倒できるのは、緊急に伐倒しなければ円滑な事業実施の障害となるものに限る。

(伐倒済み支障木の保存)

- 12 前項(1)及び(2)により伐倒した支障木は、売払い手続きの完了までの間は現地に保存し、玉切り及び移動を行わないこと。

(物件以外の立木の伐倒禁止)

- 13 物件及び支障木以外の立木については、これを伐倒してはならない。

(関係機関等への手続き)

- 14 公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。

(作業中止命令等)

- 15 第1項から第14項について違反が認められる場合、森林管理署長等は伐採搬出等の作業中止を命じるので、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。なお、作業中止命令によって買受人に生じた損害については、これを賠償しない。
- 2 森林管理署長等は、第4項にあるチェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来る。
- この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

(撤収作業開始の届出)

- 16 買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は、遅くとも撤収作業開始予定の1週間前までにその旨を森林官へ届け出ること。

(撤収方法の指示)

- 17 前項の届出の後、森林官から盤台その他集材施設等の撤収方法などについて指示があった場合、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。

(作業終了後の処理)

- 18 使用済みワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。

(搬出済届)

- 19 買受人は、物件の搬出完了後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ搬出済届を提出すること。

(跡地検査の立会)

- 20 物件搬出完了後において森林官等が行う跡地検査に際し、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

森林作業道の作設にかかる特約事項

(森林作業道の作設にかかる申請・承認)

- 1 買受人は、国有林内に森林作業道又は、土場を作設する場合は、「森林作業道作設申請書」に路線計画図を添付し提出すること。

なお、森林作業道の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/attach/pdf/romousuisin-2.pdf>)を遵守すること。

- 2 買受人は、「森林作業道作設承認書」の交付を受けたのちに、森林作業道の作設を開始すること。

なお、承認を受けた森林作業道の路線計画路線計画等に変更が生じた場合は、その変更について署(所)長に申請し承認を受けること。

(土地の形質変更等の手続き)

- 3 買受人は、森林作業道の作設にあたっては、保安林内作業許可に必要な手続きを遺漏のないよう行い、着手する前に、保安林内における作業許可の写しを提出すること。

(森林作業道の仕様等)

- 4 買受人及び事業実施事業体は、森林作業道を作設するにあたっては、四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」

(<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/attach/pdf/hanbai-2.pdf>)

及び「森林作業道作設標準例」

(<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/attach/pdf/hanbai-1.pdf>)

に基づいた、森林作業道を作設すること。

また、森林作業道作設の完了後は、四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、ゲートを設置すること。

なお、ゲートは官給品とする。

ただし、ゲートの設置以外による車両の進入ができない処置を講じた場合は、この限りではない。

(森林作業道作設の是正指示)

- 5 四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、森林作業道の作設が行われていない場合は、署(所)長から、森林作業道の作設にかかる是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

(森林作業道作設の中止及び原状回復の指示)

- 6 是正の指示に従わない場合は、署(所)長から、森林作業道作設の中止を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

- 7 買受人及び事業実施事業体は、署(所)長から、中止の指示を受けた場合は、作設した部分の原状回復の実施後、確認を受けること。

(既設の森林作業道の使用について)

- 8 買受人及び事業実施事業体は、既設の森林作業道を使用する場合は、署(所)の承認を受けること。

また、使用する場合には修繕を実施し、事業完了時には、水切り等の排水処理を確実に実施すること。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、契約担当官等が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、売払番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、売払番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。

- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名又は代理人の署名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
 - （1）入札参加資格のない者のした入札。
 - （2）委任状のない代理人がした入札。
 - （3）入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - （4）入札書に入札者の署名又は記名のないもの。
 - （5）売払番号を付した場合にあっては、当該番号を確認できないもの。
 - （6）入札書の記載事項を訂正したもの。
 - （7）郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - （8）入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）。

- (9) 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (10) その他入札条件に違反した入札書。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
- 13 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行います。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
- 15 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
- なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者、郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
- 16 落札者は契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当官等に提出しなければなりません。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。なお、契約を締結しない者、違約金を支払わない者は林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがあります。
- 19 落札者が契約を履行しなかったため契約解除した場合は、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがあります。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 23 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の競争参加資格等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 24 入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 25 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

伐採する者： _____

森林の所在場所： _____

チェック項目	確認
（１）伐採の方法及び区域の確認 ①伐採する区域の事前確認を行う。 ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	☐
（２）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。 ④集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。 ⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑨集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の０次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。	☐
（３）周辺環境への配慮 ①集材路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。	☐
（４）生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生育等を知った場合は、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。 ②集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。	☐

(5) 路面の保護と排水の処理 ①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤洗い越し施工では、横断箇所では路面より低い通水面を設ける。 ⑥曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦開きょ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。	☐
(6) 切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。 ④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。 ⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。 ⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	☐
(7) 作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。	☐

(8) 事業実施後の整理

- ① 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。
- ② 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。
- ③ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。
- ④ 枝条等が出水時に溪流に流れ出たりしないよう、溪流沿い等に積み上げない。溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。
- ⑤ 集材路・土場は、横断溝等の排水処置を行う。
- ⑥ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。
- ⑦ 伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。



入 札 書

売払物件 第 号

入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に¥を冠すること

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び、公告、入札者注意書、契約条項、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

森林管理署（所）長 殿

入札者住所

社 名

氏 名

代理人住所

社 名

氏 名

委任状

代理人 氏 名

私は、貴局で行われる一般競争入札における下記の権限を上記の者に委任します。

記

1. 「売払番号」入札の件
2. 入札日 令和 年 月 日
3. 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

分任契約担当官
森林管理署（所）長 殿

住 所

商号又は名称

入 札 者
(委 任 者) 代表者肩書
代表者氏名

(案)

契約番号 立木販売 売 買 契 約 書

売買物件の 所在場所				面積（h a）
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数（本）	材積（m3）
	立 木			
	内 訳 公売物件番号第 号			
売買代金	売 買 代 金		円	
	うち消費税抜き代金		円	
	消 費 税（ %）		円	
契約保証金	免除			円
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹	分収権者			
分収造林立木竹				
分収育林立木竹				

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	～ 日 間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
		分割延納分	延納金額	円	延納期間
	延納利息		円		
	延納担保金額		円 以上	担保の種類	
	延納利率		年 %	同提供期限	
	売買物件の 引渡方法		区域	売買物件の 引渡期間（期限）	代金納付の日又は延納担保 提供の日から起算して 15 日以内 （概算の場合の最終期限）
売買物件の 搬出期間（期限）	引渡の日から起算して 36 ケ月 （期限）				
売買（使用） 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別 紙 の 通 り				

- * 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。
- * 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官 安芸森林管理署長

買 受 人 登録番号 T8000012050001

安芸森林管理署入札案内書 (第3回)

〒784-0044
高知県安芸市川北乙 1773-6
TEL : 0887-34-3145

入札日時：令和6年7月29日（月）実施（10時00分締切 即時開札）
入札場所：安芸森林管理署 会議室

契約締結期限：令和6年8月2日（金）

売払物件所在場所一覧

[illegible]

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数

入札結果一覽

[illegible]

販売物件明細書

安芸 森林管理署

1(物件番号) **第 1 号**

2(物件所在地 高知県安芸市奈比賀
及び国有林名等) 河又柄尾山国有林 3林班 に1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 4.53 HA

5(林齢) 67 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	362	561.48	
ヒ ノ キ	1,298	821.45	
ア カ マ ツ	4	1.16	
ツ ガ	6	2.82	
そ の 他 L	14	6.43	
計	1,684	1,393.34	

7(現地案内の日時および集合場所)

現地案内を希望されます方は安芸森林管理署又は安芸・入河内森林事務所へ問い合わせ下さい。

(安芸森林管理署:0887-34-3145 安芸・入河内森林事務所:0887-35-7868)

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(運搬路(林道)の通行制限)

河又林道の規格は、ホイールベース4.5m未満11t以下です。

10(特記事項)

- ①当該物件及び周囲の国有林は保安林ですので、保安林を利用される場合は事前の作業許可申請等の手続が必要となります。
- ②国有林野境界標を一時的に撤去する必要がある場合は、事前に必要な手続を行うこと。また、必ず復元すること。
- ③作業期間中は、道路上等に注意標識を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。

11(その他)

--

河又柄尾山国有林 3林班 に1小班

67 年生

第 1 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		ツガ		その他L					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10			2	0.07										
12			8	0.48										
14			14	1.40										
16	1	0.15	12	1.68										
18	1	0.20	27	5.13										
20			45	11.25	1	0.19								
22	3	1.12	74	24.42	1	0.23	1	0.20						
24	1	0.42	133	53.20			2	0.48	2	0.49				
26	8	4.40	201	98.49										
28	16	10.56	197	114.26	2	0.74			3	0.93				
30	17	13.26	181	121.27					2	0.74				
32	19	16.72	134	104.52			2	1.48	4	1.84				
34	27	27.54	93	80.91			1	0.66	1	0.41				
36	26	30.16	73	70.08										
38	22	28.16	40	44.00					1	0.70				
40	37	53.65	28	33.60										
42	31	48.98	9	11.79										
44	41	70.11	9	12.87										
46	24	44.40	7	10.85										
48	18	37.08	3	5.25										
50	25	55.25	3	5.64					1	1.32				
52	20	47.60	5	10.29										
54	9	22.95												
56	7	19.53												
58	5	14.85												
60	1	3.10												
62	1	3.29												
64														
66	1	4.08												
68	1	3.92												
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
84														
86														
88														
90														
計	362	561.48	1,298	821.45	4	1.16	6	2.82	14	6.43				
													1,684	1,393.34

立木物件位置図

(売払番号 1 号)

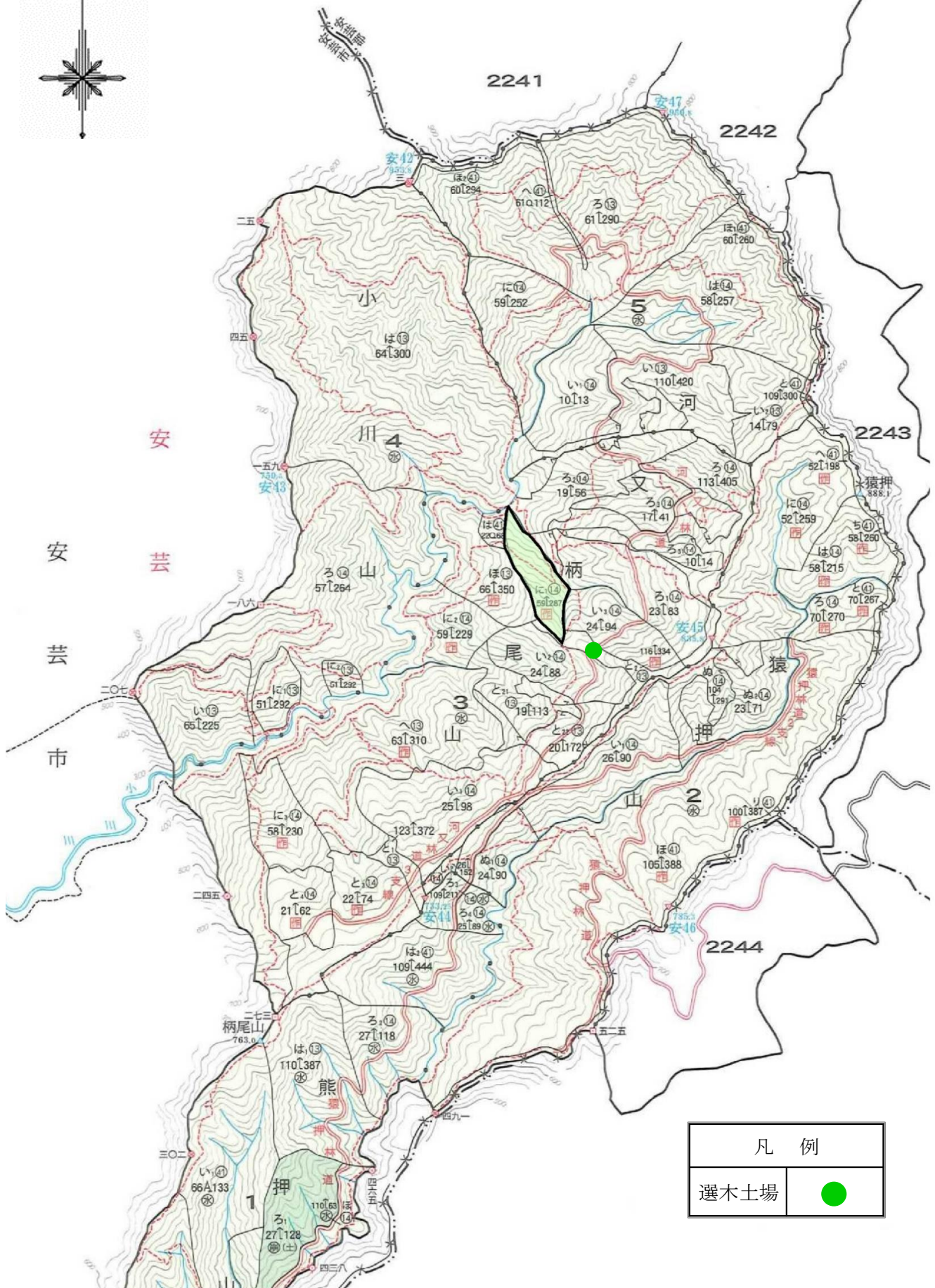
河又柄尾山 3林班 に1小班

面積：4.53 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：20,000分の1



立木物件位置図

(売払番号 1 号)

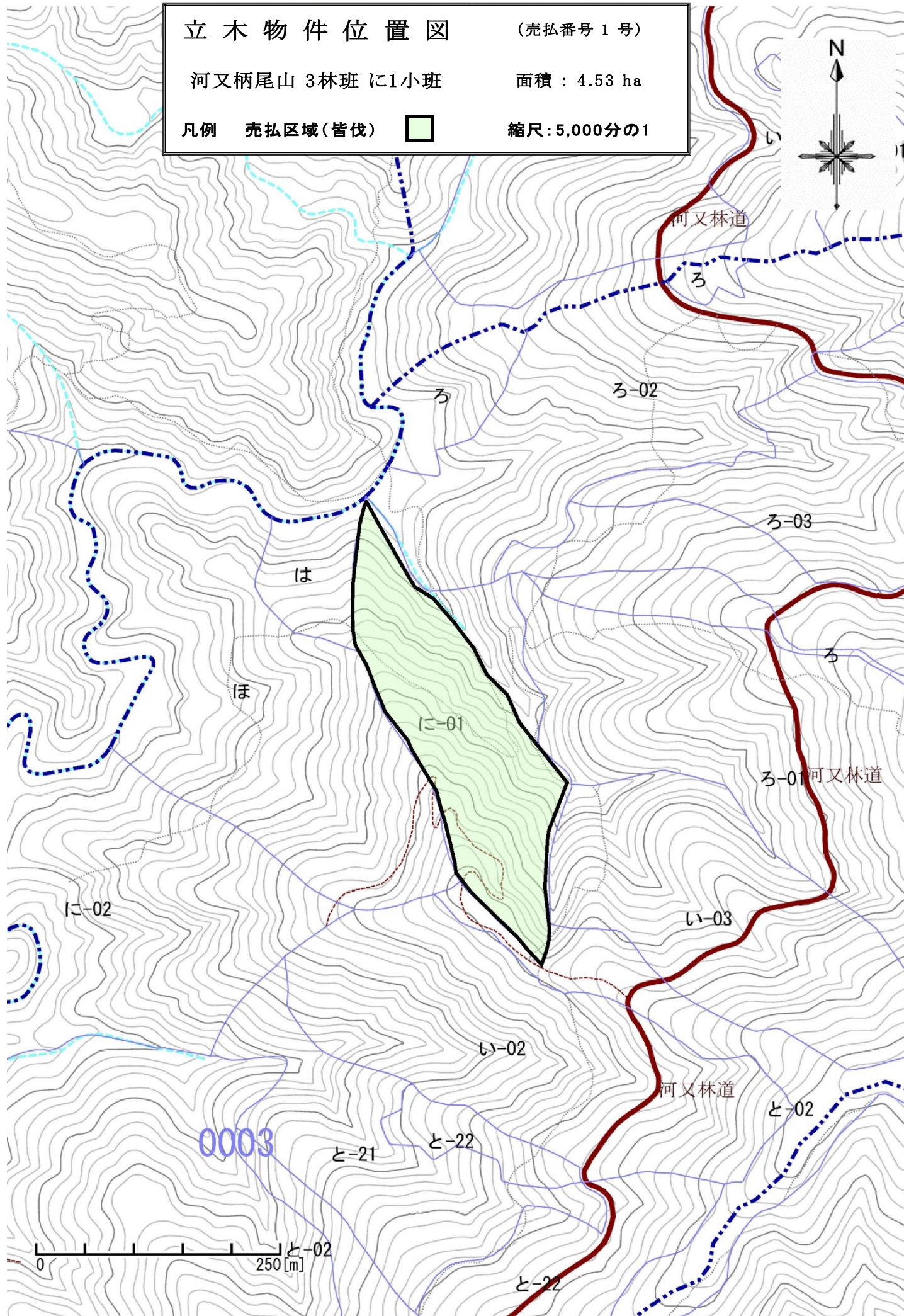
河又柄尾山 3林班 に1小班

面積：4.53 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：5,000分の1



販売物件明細書

安芸 森林管理署

1(物件番号) **第 2 号**

2(物件所在地 高知県安芸郡東洋町大字生見
及び国有林名等) 椎尾山国有林 1179林班 は小班(1伐区)

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 4.64 HA

5(林齢) 66 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	468	458.45	
ヒ ノ キ	2,328	1,299.87	
そ の 他 L	58	39.86	
計	2,854	1,798.18	

7(現地案内の日時および集合場所)

現地案内を希望されます方は安芸森林管理署又は野根森林事務所へ問い合わせ下さい。

(安芸森林管理署:0887-34-3145 野根森林事務所:0887-28-1117)

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(運搬路(林道)の通行制限)

東洋町道の通行にあたっては、道路管理者(東洋町役場)に問い合わせして下さい。

10(特記事項)

- ①集材架線等の設置を行う場合は、事前に保安林の土地の形質変更行為に係る作業許可の申請を行うこと。
- ②丸太の集積場所等として町道を利用される場合は、事前に道路管理者の許可をとり、破損、陥没等がないように対策を講じること。
- ③通信線・送電線等の一時移動等については、あらかじめ関係機関へ確認し必要な手続を行うこと。
- ④国有林野境界標を一時的に撤去する必要がある場合は、事前に必要な手続を行うこと。
また、必ず復元すること。
- ⑤作業期間中は、道路上等に注意標識を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。

11(その他)

--

12(物件明細) 椎尾山国有林 1179林班 は小班(1伐区) 4.64 HA 66 年生 第 2 号

直 径	スギ		ヒノキ		その他L							
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	2	0.06	7	0.14								
10	5	0.25	20	0.80								
12	4	0.32	44	3.08								
14	5	0.55	85	8.50								
16	8	1.20	108	14.04								
18	9	1.80	151	27.18								
20	13	3.38	175	42.00								
22	16	5.28	189	58.59								
24	20	8.00	202	76.76	4	1.24						
26	27	13.23	208	91.52	6	2.04						
28	27	15.66	199	105.47	3	1.11						
30	34	23.46	161	101.43	6	2.69						
32	44	33.88	162	115.02	6	2.82						
34	41	36.90	141	109.98	6	3.66						
36	37	38.48	119	108.29	3	2.09						
38	35	40.60	107	107.00	5	3.74						
40	37	48.84	87	100.05	3	2.85						
42	27	38.88	65	81.25	3	2.81						
44	22	35.64	43	58.48	4	4.18						
46	22	38.72	26	40.30	5	5.49						
48	15	28.50	17	28.39	1	1.20						
50	8	16.88	12	21.60	2	2.33						
52	2	4.59			1	1.61						
54	1	2.37										
56	3	7.62										
58	1	2.72										
60	1	3.30										
62	1	3.50										
64												
66												
68	1	3.84										
70												
72												
74												
76												
78												
80												
82												
84												
86												
100												
120												
計	468	458.45	2,328	1,299.87	58	39.86						

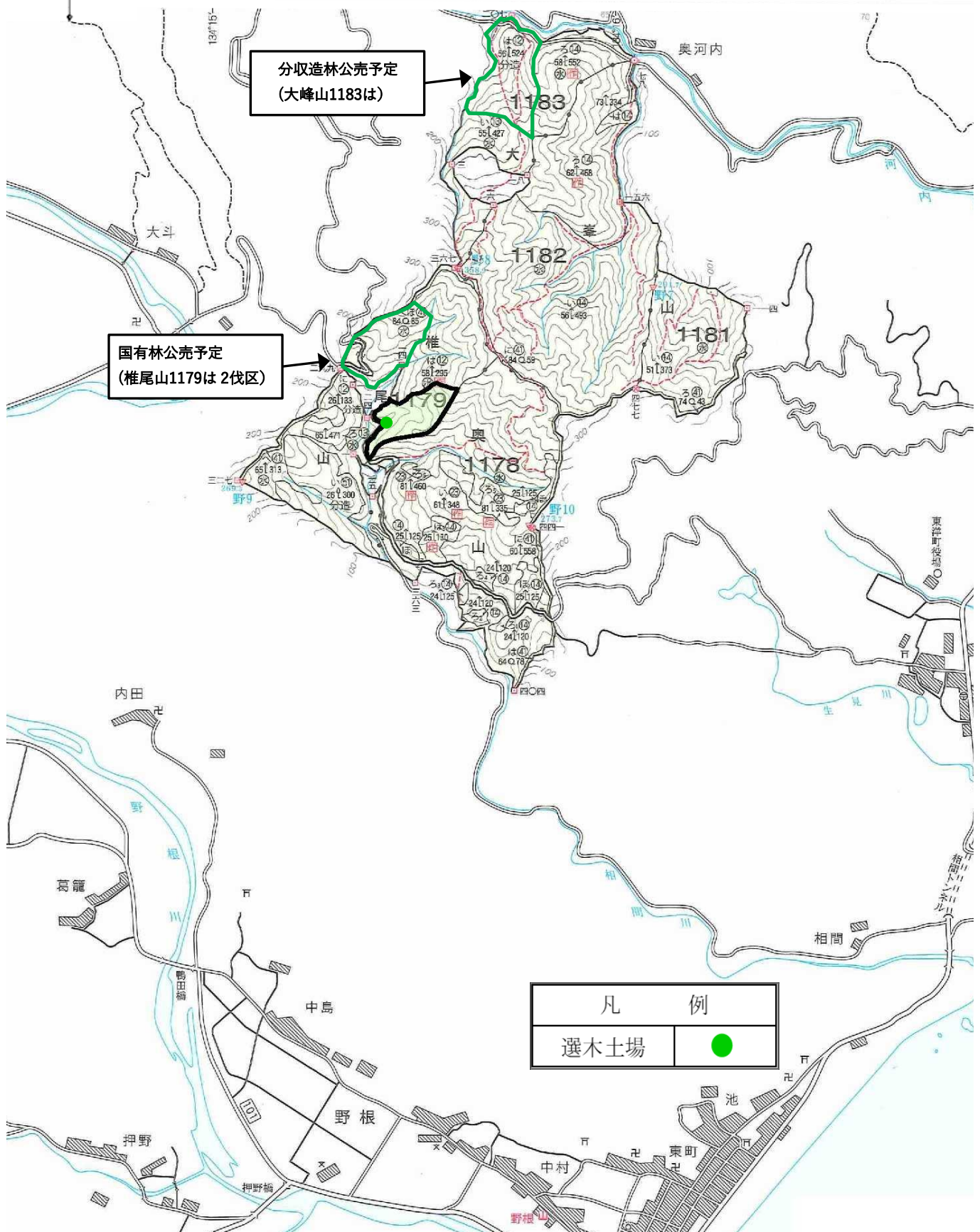
2,854 1,798.18

(壳払番号 2 号)

椎尾山 1179林班 は小班(1伐区)

面積：4.64 ha

凡例 壳扠区域(皆伐)





立木物件位置図

(売払番号 2 号)

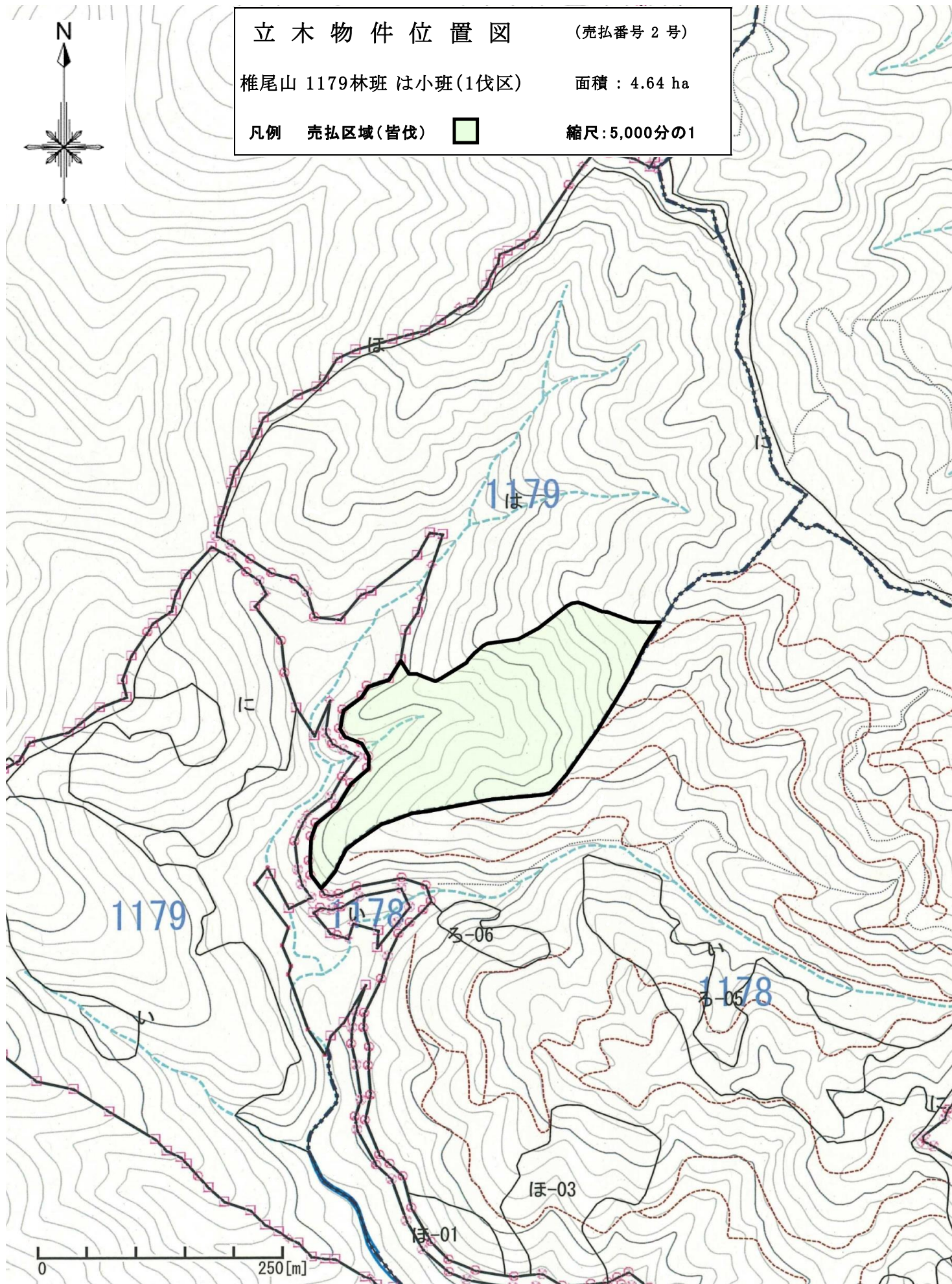
椎尾山 1179林班 は小班(1伐区)

面積：4.64 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：5,000分の1



販売物件明細書

安芸 森林管理署

1(物件番号) **第 3 号**

2(物件所在地 高知県安芸郡馬路村大字馬路
及び国有林名等) 須垣谷堂ヶ尾檜立山国有林 2216林班 ろ小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 4.52 HA

5(林齢) 69 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,617	1,840.87	
ヒ ノ キ	259	139.33	
ア カ マ ツ	57	73.62	
モ ミ	2	3.26	
ツ ガ	4	0.94	
低 質 材 N	78	4.76	
そ の 他 L	55	22.46	
低 質 材 L	916	67.29	
計	2,988	2,152.53	

7(現地案内の日時および集合場所)

現地案内を希望されます方は安芸森林管理署又は馬路森林事務所へ問い合わせ下さい。

(安芸森林管理署:0887-34-3145 馬路森林事務所:0887-44-2006)

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(運搬路(林道)の通行制限)

安田川山林道及び長滝林道の規格は、ホイールベース5.5m以下11t以下です。

10(特記事項)

- ①当該物件及び周囲の国有林は保安林ですので、保安林を利用される場合は事前の作業許可申請等の手続が必要となります。
- ②作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。

11(その他)

--

須垣谷堂ヶ尾檜立山国有林 2216林班 ろ小班

4.52 HA

69 年生

第 3 号

[illegible]

立木物件位置図

(売払番号 3 号)

須垣谷堂ヶ尾檜立山 2216林班 ろ小班

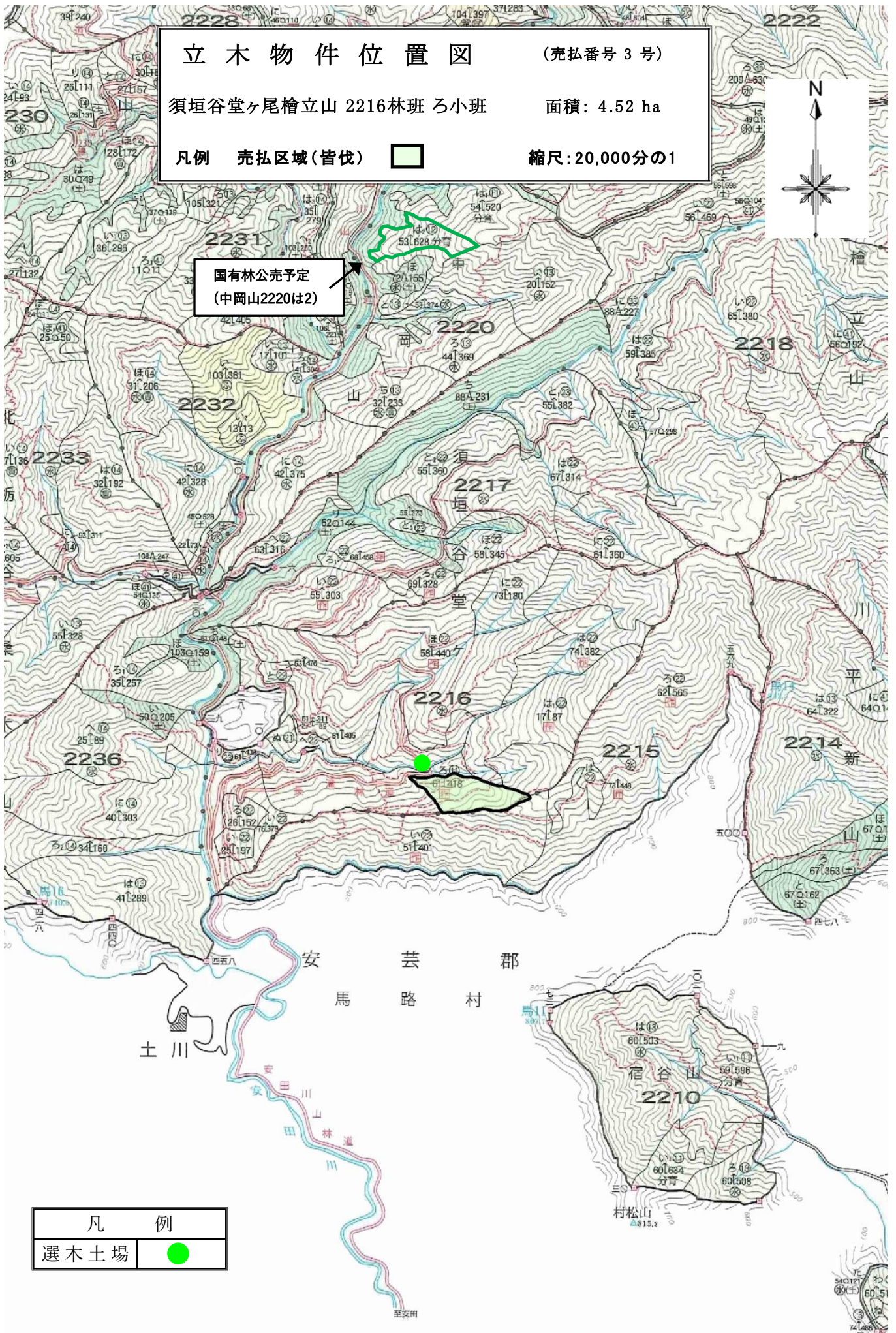
面積: 4.52 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 20,000分の1

国有林公売予定
(中岡山2220は2)



凡 例

選木土場



